

令和5年度 再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画 策定業務委託仕様書

1 業務名

令和5年度再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画策定業務

2 委託期間

契約締結の日から令和6年1月15日

3 適用範囲

本仕様書は、川南町が受託者に業務委託した「再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画策定業務（以下「本業務」という。）に適用する。

4 業務目的

本業務は、ゼロカーボンシティ宣言を行った本町における脱炭素化を一層加速し2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、本町の課題や目指すべき方向性を明らかにするために地域特性を踏まえた必要な調査や分析、基本的な方針、講ずべき施策を定めた、再生可能エネルギー導入計画を盛り込んだ川南町地球温暖化対策実行計画（既存の事務事業編の改定を行い、区域施策編と一体化した計画）を策定することを目的とする。

5 業務内容

本業務は、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（参考資料）：環境省」等、国の動向を参照し、環境省が令和5年3月に改定した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」、「同算定手法編」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」、「同算定手法編」及び本仕様書に基づいて実施するものとする。

（1）再生可能エネルギー導入計画及び川南町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）双方に係る事項

- ① 住民（対象 1,000人程度）・事業所（対象 300社程度）アンケート調査とその結果の報告
- ② 基本的事項の整理及びその結果の報告
 - ア 地球温暖化の現状、国際動向、国内動向等の整理
 - イ 本町の特性等の現状の把握及び整理
 - ウ 温室効果ガス排出量の将来推計

エ 本町における温暖化対策の検討に必要な課題の抽出

オ 本町の既存の類似計画、上位計画等との整理

③ 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計

④ 将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

⑤ 再エネ導入目標及び地域脱炭素の実現のため必要な政策及び施策の策定（再生可能エネルギー導入計画

⑥ 地球温暖化対策実行計画素案の作成

温室効果ガス削減対策及び適応策について、区域施策編と事務事業編を包含した地球温暖化対策実行計画素案を取りまとめる。

⑦ 地球温暖化対策実行計画の作成

地球温暖化対策実行計画の作成と、地球温暖化対策実行計画を抜粋、要約し、町民向けにわかりやすくまとめた概要版を作成する。

⑧ 計画策定後の目標達成状況を点検・評価できる算定ツール及びその説明資料の作成

ア 温室効果ガス排出量算定支援ツールを作成し、同ツールの操作マニュアルを作成する。ツール及びマニュアルは、専門知識を有しない者でも取り扱える平易なものとする。

温室効果ガス排出量算定においては、町内における実際のエネルギー消費量による温室効果ガス排出量と乖離しないものとする。

イ 再生可能エネルギー導入算定支援ツールを作成し、同ツールの操作マニュアルを作成する。ツール及びマニュアルは、専門知識を有しない者でも取り扱える平易なものとする。

(2) 区域施策編

① 温室効果ガス排出量の把握

町域内の温室効果ガス排出量について、国の示す策定マニュアルに規定された方法で町域の排出量を算定し、現況推計を行う。また、経年変化から増減要因について把握・整理する。

② 温室効果ガス排出量削減及び再生可能エネルギー導入目標の設定

①で得られた温室効果ガス排出量の将来推計や国の削減目標を踏まえて、計画期間を設定し最終的な目標値を設定する。

③ 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

本町において、実施可能な温室効果ガス排出削減対策・施策の検討を行い、対策・施策の実施に関する目標値を設定する。

(3) 事務事業編

① 改定にあたっての基本的事項の検討

町の事務事業の対象とする範囲の見直しを行うとともに、町が所有する施設における温室効果ガスの排出量を算定し、その増減要因や特性について分析し、課題を整理

する。

② 現行計画の進捗及び評価

③ 温室効果ガス排出量の削減目標の検討

国の計画等を踏まえ、本町において実現可能な削減目標を検討し、実行部門ごとの目標を設定する。

④ 温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた具体的な措置の検討

⑤ 進捗管理の仕組みの検討

温室効果ガス削減目標の達成に向け、情報収集の手法や施策及び取組の実施・運用、点検・評価を見直し、確実に実行できる体制を検討する。

⑥ 現行計画の見直し等による改定

(4) 打合せ・協議

本業務を適切に遂行するため、本町の関係職員と十分な協議を行うものとする。

(5) その他

本業務の遂行に当たり、前記以外に必要な事項について、町と協議の上、実施する。

6 成果物・提出書類

(1) 川南町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）計画本編 2部

(2) 川南町地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）概要版 2部

(3) 川南町再生可能エネルギー導入計画本編 2部

(4) (1)～(3)の電子データ（Word形式及びPDF形式）

(5) 温室効果ガス排出量算定支援ツール（Excel形式）と説明資料（Word形式及びPDF形式）

(6) 再生可能エネルギー導入算定支援ツール（Excel形式）と説明資料（Word形式及びPDF形式）

(7) その他町が指定する書類

7 注意事項

(1) 受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び関係条例、規則を遵守すること。

(2) 受注者は、業務の実施にあたって、本町と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で業務を進めるとともに、目的達成のために最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い計画策定に努めること。

(3) 受注者は、本業務完了後に成果品の瑕疵が発見された場合、受注者の負担において補修するものとする。

(4) 本業務に必要な資料は受注者に貸与するものとし、受注者は貸与された資料について、損傷及び紛失がないよう十分取扱いに注意し、業務完了後速やかにこれを返納しなければならない。また、貸与を受けた資料は本町の許可なく外部に漏らしてはならない。

- (5) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然実施すべき事項、本町が業務上必要と認める事項については、受注者において、受託金額内で実施するものとする。また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。